

「若年層向け選挙啓発事業」業務委託に係る企画提案公募実施要領

「若年層向け選挙啓発事業」を業務委託により実施するにあたり、その受託者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施する。

1 業務の目的

近年の選挙における投票率は低下傾向を示しており、中でも若年層の投票率は特に低い状況にあることから、若年層の政治意識及び投票率の向上を図るもの。

2 委託業務の内容

- (1) 業務名称
「若年層向け選挙啓発事業」業務
- (2) 業務内容
別添「企画提案公募仕様書」のとおり
- (3) 業務の実施期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 予算額
2,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 企画提案公募の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 本事業を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 過去において、国または地方公共団体（独立行政法人等を含む。）と本業務に類似する業務の契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績があること。
- (4) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、契約までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、契約できない場合がある。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。
 - ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。
 - オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
 - カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者。
 - キ 役員（法人ではない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から2年を経過しないもの。
 - ク 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者。

4 企画提案公募スケジュール（案）

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年5月22日（金） |
| (2) 公募説明会参加申込締め切り | 令和8年5月27日（水）17時 |
| (3) 公募説明会 | 令和8年5月29日（金）14時～ |
| (4) 質問締め切り | 令和8年6月5日（金）17時 |
| (5) 質問の回答 | 令和8年6月10日（水） |
| (6) 企画提案書提出締め切り | 令和8年6月22日（月）17時（必着） |
| (7) 審査会 | 令和8年6月24日（水）～7月3日（金） |
| (8) 選定結果の通知 | 令和8年7月上旬予定 |
| (9) 契約締結 | 令和8年7月上旬予定 |

5 公募説明会

- (1) 日時
令和8年5月29日（金）14時～
- (2) 方法
Web会議システム「Webex」
※ 参加希望の場合は、令和8年5月27日（水）17時までに、別添「説明会参加申込書」を電子メールにより提出すること。
※ 参加するために必要な資機材は説明会参加者が準備すること。
※ 説明会に参加しなくても応募することができる。

6 事業に関する質問の受付及び回答

本企画提案公募実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、以下のとおり受け付けるものとする。

- (1) 受付期間
令和8年5月22日（金）～令和8年6月5日（金）17時まで
- (2) 提出方法
別添「質問票」を電子メールにより提出すること。提出後は、受信確認のため必ず電話連絡をすること。
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、質問者を匿名化した上で、福岡県ホームページに掲載する。ただし、質問の内容が軽微な場合や、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。
- (4) 回答予定日
令和8年6月10日（水）
※ 電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は受け付けない。
※ 公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがあるなど、質問の内容によっては回答しない場合がある。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
ア 企画提案書（下記8を参照）
イ 提案事業概要説明資料（下記9を参照）
- (2) 提出期限
令和8年6月22日（月）17時（必着）

- (3) 提出方法
電子メールにより提出すること。 ※PDFデータとすること
提出後は、受信確認のため必ず電話連絡をすること。
- (4) 提出先
senkyo@pref.fukuoka.lg.jp

8 企画提案書の作成方法等

- (1) 体裁
- ア 用紙サイズは原則A4とする。ただし、図表等の表現の都合上、一部用紙サイズを変更することは差し支えない。
 - イ 表紙には「「若年層向け選挙啓発事業」委託業務提案書」、提出年月日、会社名（団体名）を記載すること。
 - ウ 企画提案書は図表等を含めて20ページ以内（表紙を除く）とし、ページ番号を振ること。
 - エ 文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。（表題、図表を除く）
 - オ 綴り込みの順番は、下記（2）に示す順とすること。
- (2) 記載すべき事項
- ア 提案事業者の概要及び委託業務の実施体制に関する事項
 - ・提案事業者の組織体制、事業内容等
 - ・業務を受託するに当たってのセールスポイント
 - ・業務実施体制（進捗状況の管理体制等）
 - イ 過去の啓発事業実績に関する事項
 - ・過去に国または地方公共団体（独立行政法人等を含む）との間に締結した啓発事業の受託実績（業務名、契約の相手方、契約金額、契約期間、実施状況の写真等）。
 - ウ 今回の企画提案に関する事項
 - ・別添「業務委託仕様書」のとおり
 - ・実施時期や場所、回数、数量、制作物のデザイン、各投稿内容、参加人数の試算等、事業の実施概要が分かる事項
 - エ 所要経費
 - ・業務実施に必要な経費の概算額及び内訳
 - オ 実施スケジュール
 - ・各業務の実施にかかるスケジュール

9 提案事業概要説明資料の作成方法等

- (1) 体裁
- ア 用紙サイズは原則A4とし、2ページ以内とすること。
 - イ 1ページ目上部に「提案事業概要説明資料」、会社名（団体名）を記載すること。
 - ウ 文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。
- (2) 記載すべき事項
- 8企画提案書に記載された内容の要点を絞ったものとし、企画提案書と齟齬がないようにすること。
- ア 今回の企画提案に関する事項
 - ・各事業の実施概要を簡潔に記載すること。
 - ・詳細な分析や補足説明、図表などは省略してよい。
 - イ 所要経費
 - ・業務実施に必要な経費の概算額及び内訳

10 企画提案参加に際しての注意事項

(1) 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

- ア 応募資格を満たさない場合
- イ 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 本実施要領等に違反すると認められる場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 本県の職員や審査会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- キ その他審査の公平性を著しく欠く行為を行った場合

(2) 著作権等

企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、県は公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

(3) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差替、再提出は認めない。ただし、本県から指示があった場合を除く。

(4) 提出書類の返却

提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

(5) 費用負担

企画提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については提案者の負担とする。

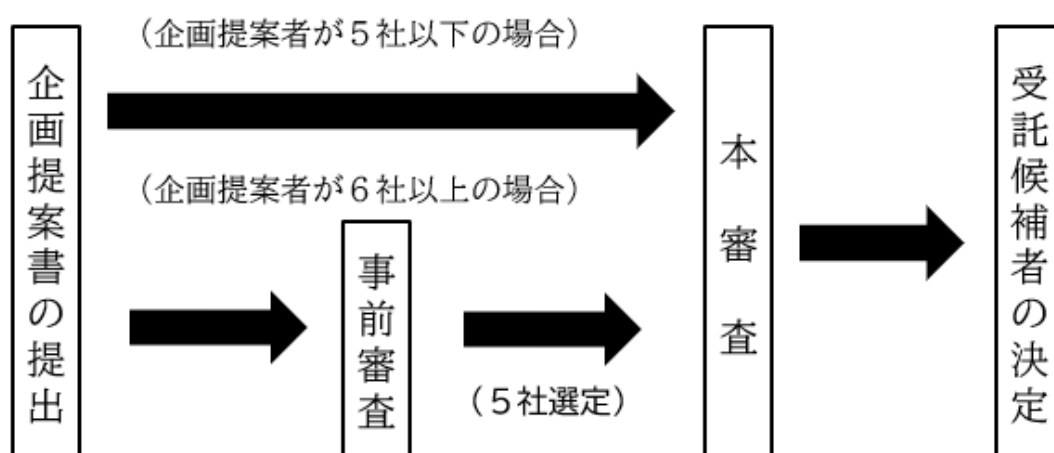
11 選定方法

「若年層向け選挙啓発事業委託業者選定審査会」（以下、「選定審査会」という。）において、提出された企画提案書等の内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行った提案業者を受託候補者として選定する。

企画提案者が6社以上の場合、提出された「提案事業概要説明資料」をもとに事前審査を行い、本審査を行う5社を選定し、本審査を行う。

なお、必要に応じて本審査においてヒアリングを行う場合がある。

(1) 審査フロー図



(2) 企画提案者が1者又はいない場合の取扱い

企画提案者が1者の場合であっても、選定審査会において審査を行い、受託候補者としての適否を決定する。

企画提案者がいない場合は、公募を中止して事業内容等を再検討する。

12 審査基準

(1) 事前審査は、下表に示す事前審査基準に基づき審査を行う。

項目	審査事項	配点
1 業務方針	・本事業の趣旨を理解した具体的な提案内容となっているか	5
2 実施内容		
① SNSを活用した事業	・年間を通じた継続的な実施計画及び内容が明確に示されているか ・有権者（特に若年層）の興味を引くような工夫（投稿内容、形式等のアイデア）があるか	10
② 有権者に向けたイベント	・事業目的に沿ったテーマ、内容、実施時期・時間等が提案されているか ・若年層の有権者に訴求する内容であるか ・多くの参加者が見込めるような工夫がされているか	10
3 費用	・予算の範囲内となっているか	5
合計		30

(2) 本審査は、下表に示す本審査基準に基づき審査を行う。

項目	審査事項	配点
1 業務方針及び実施体制	・本事業の趣旨を理解した具体的な提案内容となっているか ・実施に係るスケジュールが適切かつ具体的に示されているか ・使用する文言、色・デザイン等が政治的中立を損なわないよう配慮されているか。 ・発注者からの依頼に臨機応変に対応できるか	15
2 実施内容		
① SNSを活用した事業	・年間を通じた継続的な実施計画及び内容が明確に示されているか ・有権者（特に若年層）の興味を引くような工夫（投稿内容、形式等のアイデア）があるか ・発注者との確認体制が明確に示されているか ・契約期間終了後の継続掲載を見据えた、権利関係の調整が具体的に示されているか	25
② 有権者に向けたイベント	・事業目的に沿ったテーマ、内容、実施時期・時間等が提案されているか ・若年層の有権者に訴求する内容であるか ・多くの参加者が見込めるような工夫がされているか ・若年層の情報が届きやすい、効果的な募集案内方法が提案されているか ・事前の内容チェックが可能な手法で計画されているか	25
3 事業効果の継続性	・事業内容が一過性・その日限りのものではなく、今後の常時啓発事業の推進に資する内容であるか ・事業実施後のフィードバックの仕組みが整えられているか	15
4 費用	・主要な項目の内訳を示しているか ・項目ごとの見積額に照らして金額は妥当か	15
5 業務実績	・過去に同種の実績実務があるか	5
合計		100

13 選定結果の通知・公表

選定結果は、全ての企画提案者に対して電子メールにより通知する。

個別具体的な選定理由等、選定の経緯は公表しない。

選定結果に対する一切の異議申し立ては受け付けない。

14 委託選定後の手続き

受託候補者と契約締結の協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結する。

なお、この協議には、企画提案書の趣旨を大きく逸脱しない範囲内での内容変更の協議も含むものとする。

- (1) 県は、受託候補者と具体的な委託業務内容について協議を行い、合意に達した場合に限り、随意契約の方法により、当該合意内容に基づいた見積の依頼を行う。当該見積額が予定価格以下であれば、委託契約を締結する。なお、契約締結に係る諸費用は、受託者の負担とする。
- (2) 委託業務内容は受託先候補者が提出した企画提案書を基本とするが、契約協議の過程及び関係者との協議の過程で、本県が内容の修正を求めることがある。
- (3) 協議は、受託候補者として選定された者から行うが、合意に至らない場合、審査による評価点が次順位の者と協議を行うものとする。
- (4) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めることとする。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還とする。
また、福岡県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合や過去2年間の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む）と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これをすべて誠実に履行した場合など、契約保証金が減免される場合がある。
- (5) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、謝金等）を含むものとする。ただし、委託先による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や備品の購入など資産取得となる経費は対象外とする。
- (6) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。
- (7) 原則、第三者への再委託を禁止する。ただし、事前に文書により県と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託することができる。

15 その他

- (1) 制作・実施に当たっては、随時、県選挙管理委員会と協議を行うものとする。
- (2) 本業務により作成された成果品で使用される啓発標語やデザイン、イラスト、文言等については、今後県及び市区町村の選挙管理委員会が実施する他の啓発事業において使用することができるものとする。
- (3) 説明会又は委託業務の実施に当たり、県選挙管理委員会が提供する資料等については、他への流用を一切禁止する。提供した資料は、企画書提出又は委託業務終了後、すみやかに返却又は破棄するものとする。

16 問合せ先

福岡県市町村・地域振興部市町村行財政支援課 選挙係
(福岡県選挙管理委員会事務局)

担当：田中

電話：092-643-3077

メール：senkyo@pref.fukuoka.lg.jp